

# 市民参加実施予定シート

担当課：障害者支援課・福祉政策課

予定  
令和7年10月1日時点

## (1) 市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現のための基本計画と具体的な目標を定める計画の策定	市が考える市民等への影響	<メリット> ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現へ向けた計画の策定を検討する。	
正式名称	第7次流山市障害者計画・第8期流山市障害福祉計画・第4期流山市障害児福祉計画		<デメリット> ・特になし。	
概要	「第7次障害者計画」については、障害者基本法第11条を根拠とするもので、令和9年度から令和14年度を計画期間とし、障害者施策全般に関する「基本計画」として策定します。「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」については、「第7次障害者計画」を推進するための「実施計画」をして策定するもので、それぞれ、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20を根拠とし、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の2つの計画を一連的な計画として策定し、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的としています。	上位計画の有無	有(国)	

## (2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り( )

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1) 軽易なもの	
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2) 緊急に行わなければならないもの	
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由	
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更			
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合			

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)					
実施方法		実施予定期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項
複数実施	審議会等	令和8年5月～10月の間で4回	審議委員(専門家・公募の市民等)		専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和8年11月～12月	全市民等		素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため
	その他(アンケート調査)	令和7年12月～令和8年1月	無作為抽出による障害者2,000人		6か年及び3か年の長期計画であり、より多くの当事者の声を聞き取る必要があると考えたため。
	その他(意見聴取)	令和8年9月	流山市身体障害者福祉会他計12団体	各障害者団体からの意見聴取	関連団体からも意見を聴取する必要があると考えたため。

## (4) 市民参加のスケジュール(予定)

令和 年度		令和7年度											令和8年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
														アンケート調査	



福祉施策審議会

意見聴取

パブリックコメント

## (5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由